

ねんきんNEWS



【独自給付管理システム（Paycom）導入基金様】

繰下げ申出みなし制度に係る支給停止情報の対応について

企業年金連合会から令和5年3月17日付の事務連絡で通知された「繰下げ申出みなし制度に係る支給停止情報の提供について」に伴う弊社の独自給付管理システム（Paycom）の対応方針についてお知らせします。

1. システム対応内容

・繰下げ申出みなし制度

新たに追加される下記の作成原因事由に対応します。

65-33 老齢基礎・老齢厚生年金の繰下げ申出みなし裁定：翌月改定

65-43 老齢基礎年金の繰下げ申出みなし裁定：翌月改定

65-53 老齢厚生年金の繰下げ申出みなし裁定：翌月改定

※従来の高在老情報と同様の取り扱いとなります。

提供開始時期：令和5年5月

繰下げ申出みなし制度（特例的な繰下げみなし増額制度）とは

70歳到達後に繰下げ申出をせずにさかのぼって本来の年金を受け取ることを選択した場合でも、請求の5年前の日に繰下げ申出したものとみなし増額された年金の5年間分を一括して受け取ることができる制度。以下のいずれかに該当する者が対象。

- ・昭和27年4月2日以降生まれ
- ・老齢基礎・老齢厚生年金の受給権取得日が平成29年4月1日以降

2. システム提供時期

上記の変更に対応した企業年金連合会の事務処理要領の提供予定が令和5年4月下旬のため、変更内容に対応した独自給付管理システムの弊社からの提供時期は下記を予定しています。

変更後システムのご提供時期：令和5年5月下旬（予定）

なお、**令和5年5月に提供される支給停止情報**につきまして、上記の追加された作成原因事由が含まれている場合は、誠に申し訳ございませんが、弊社からの**変更後システムが提供されるまで取込処理を行わない**ようお願いいたします。



COMPUTER SOFTWARE
株式会社 三光システム

〒761-8024 香川県高松市鬼無町藤井 105-1

TEL（直通）：087-880-0041 FAX：087-881-0134 <https://www.sankou-sys.co.jp/>